

「リスクシナリオ」ごとの「脆弱性の分析・評価、課題の検討」、
「対応方策の検討、推進方針」、「重要業績指標」

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 住宅・建築物の耐震化については、現状の耐震化率が住宅は約 89% (R6)、多数の者が利用する建築物が約 94% (R6) であるが、耐震化の必要性に対する認識不足や、耐震診断・耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。(土木部)
- ② 学校施設や幼稚園、保育所、認定こども園、社会体育施設については、避難所等に利用されることもあることから、耐震化対策の一層の促進を図る必要がある。(総務部、こども政策局、教育庁)
- ③ 学校施設において、非構造部材の耐震対策の進捗が構造体に比べ遅れており、対策の一層の加速が必要である。(総務部、教育庁)
- ④ 学校施設等の避難所は、高齢者や障害者など多様な地域住民が利用するため、スロープや手すり、便所、出入口等のバリアフリー化を推進する必要がある。(総務部、教育庁)
- ⑤ 文化財建造物の安全性を保持するため、適切な周期での必要な修理・耐震診断・耐震補強工事を実施する必要がある。(教育庁)
- ⑥ 港湾、空港、鉄道等の交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。(土木部、地域振興部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化を市町や地域と連携して推進する。(土木部)
- ② 既に耐震対策が完了している県立学校及び県立社会体育施設については、引き続き老朽化対策や耐震点検の実施など施設の安全性の確保に努める。また、市町立学校、公立幼稚園、公立保育所、市町立社会体育施設については、各市町に対して国庫補助制度を周知しながら耐震対策の早期完了を働きかける。私立の幼稚園、保育所、認定こども園については、補助制度等について周知を図り、市町とも連携して耐震化未実施施設に対する働きかけを強化することにより、耐震化(非構造部材の耐震化も含む)を推進するとともに、国に対し耐震化工事に係る国庫補助の充実について要望を行う。(総務部、こども政策局、教育庁)
- ③ 学校施設については、市町立・私立学校における非構造部材の耐震対策の進捗が構造体に比べ遅れていることから、設置者に対して国庫補助制度や国が作成したガイドブック等を周知しながら非構造部材の耐震対策を要請する。(総務部、教育庁)
- ④ 学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改築、長寿命化改修、大規模改造等の際はバリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。また、各設置者に対して国庫補助制度を周知しながらバリアフリー化の推進を働きかける。(総務部、教育庁)
- ⑤ 文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、専門的見地から指導や助言を行うとともに、耐震設計及び耐震対策工事に対する助成を実施する。(教育庁)
- ⑥ 港湾、空港、鉄道等の交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿線・沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改修計画の作成の支援により耐震化を市町や地域と連携して推進する。(地域振興部、土木部)

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- | | |
|--|---|
| <p>⑦ 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の位置及び安全性が確認できていない。(土木部)</p> <p>⑧ 県内の空き家率は増加し続けており、このうち老朽危険空家については、地域の防災や防犯に不安を与えているため、所有者への適切な維持管理を促す仕組みが必要である。(土木部)</p> <p>⑨ 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、県内自治体等が連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。(土木部、警察本部)</p> | <p>⑦ 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その場所の特定及び安全性の確認のための変動予測調査に取り組む。(土木部)</p> <p>⑧ 空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、県と市町が連携して、所有者による適切な管理を促すため、空き家の実態把握や、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備を行う。(土木部)</p> <p>⑨-1 地震時の建築物倒壊等による道路の閉塞は、その後の復旧作業に著しい支障をきたすため、「地震時に緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物」の「耐震診断」「耐震改修計画作成」への支援により耐震化を市町や地域と連携して推進する。(土木部)</p> <p>⑨-2 県内行政機関等(警察・消防を含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、近年の災害を踏まえた業務継続計画の見直し、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練、防災タイムラインの策定等の取組を推進する。また、被災市町への県職員の派遣など、大規模災害時における広域的な応援体制の構築を推進する。(危機管理部、総務部、警察本部)</p> <p>⑨-3 旅行者(外国人を含む)を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供、市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進し、また、災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、行政機関や警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。(危機管理部、土木部、警察本部)</p> |
|--|---|

(重要業績指標)

- 【福祉】 私立幼稚園・私立保育所・私立幼保連携型認定こども園の耐震化率 91.4% (R6) →100% (R12)
- 【土木】 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合 89% (R6) →95% (R12)
- 【土木】 木造戸建住宅のうち耐震性を有するものの割合 90% (R7) →95% (R12)
- 【土木】 県内で指定された空家等管理活用支援法人の数 10法人 (R7) →21法人 (R12)
- 【教育】 県立学校施設及び社会体育施設の保全不備による事故発生件数 0件 (R6) →0件を維持 (R12)
- 【警察】 災害用資機材の整備 98% (R7) →100% (R12)

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善整備については、地方公共団体において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む必要がある。(土木部)
- ② 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートや防災行政無線・防災情報システムなどの多様な手段により情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。(危機管理部)
- ③ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害リスクの高い場所での土地利用・施設利用のありかたを検討し、対策に取り組んでいく必要がある。(土木部)
- ④ 装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力を向上させるとともに消防をはじめとする関係機関との連携を向上させる必要がある。(警察本部)
- ⑤ 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な斜面地がある密集市街地等の改善整備については、長崎市、佐世保市において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により計画的な解消を図る必要がある。(土木部)
- ⑥ 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。(危機管理部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善整備については、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。また、目標達成後も中長期的な視点から密集市街地の改善に向けて取り組む。(土木部)
- ② 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートや防災行政無線・防災情報システム等の多様な手段により、緊急情報や被害情報等を県民や防災関係機関に迅速に提供する。(危機管理部)
- ③-1 災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を、市町とともに推進する。(土木部)
- ③-2 市町による災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を支援する。(土木部)
- ④ 災害現場での人命救助能力を高めるため、警察災害派遣隊の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備等を推進するとともに、消防をはじめとする関係機関との合同訓練等を実施し、連携を図る。(警察本部)
- ⑤-1 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な斜面地にある密集市街地などの改善整備については、長崎市、佐世保市に対して密集市街地の改善整備の推進を働きかけるとともに、両市において実施している老朽住宅等の建て替えと公共施設の整備促進(住宅市街地総合整備事業:密集市街地整備型)と連携し、住宅の不燃化・耐震化などにより計画的な改善を図る。(危機管理部、土木部)
- ⑤-2 都市の中心市街地等において、細分化された建築物や敷地を集約化する市街地再開発事業・土地区画整理事業等により、避難地等の整備、不燃化及び耐震化等を実施することで、災害に強いまちづくりを推進する。(土木部)
- ⑥ 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。(危機管理部)

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

⑦ 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせる横断的に推進する必要がある。（危機管理部、福祉保健部、警察本部）

⑧ 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時に著しく危険な道路が狭くて緊急車両が入れない斜面地にある密集市街地等の改善整備については、長崎市、佐世保市において取組が進んでいるものの、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により市町と連携して計画的な解消を図る必要がある。（土木部）

⑦-1 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。（危機管理部）

⑦-2 災害拠点病院等に「日本DMAT隊員養成研修」や九州・沖縄ブロックで開催される研修・訓練の受講を促すことで災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を図る。（福祉保健部）

⑦-3 災害現場での人命救助能力を高めるため、警察災害派遣隊の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備等を推進するとともに、消防をはじめとする関係機関との合同訓練等を実施し、連携を図る。（警察本部）

⑧-1 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時に著しく危険な斜面地にある密集市街地などの改善整備については、長崎市、佐世保市に対して密集市街地の改善整備の推進を働きかけるとともに、両市において実施している老朽住宅等の建て替えと公共施設の整備促進（住宅市街地総合整備事業：密集市街地整備型）と連携し、住宅の不燃化・耐震化などにより計画的な改善を図る。（危機管理部、土木部）

⑧-2 都市の中心市街地等において、細分化された建築物や敷地を集約化する市街地再開発事業・土地区画整理事業等により、避難地等の整備、不燃化及び耐震化等を実施することで、災害に強いまちづくりを推進する。（土木部）

（重要業績指標）

【危機】 人口10万人あたりの消防団員数 1,319人（R5）→1,319人（R12）

【危機】 自主防災組織カバー率 74.8%（R5）→85.4%（R12）

【土木】 木造戸建住宅のうち耐震性を有するものの割合 90%（R7）→95%（R12）

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 各沿岸における高潮・高波に対する河川・海岸堤防等の計画高までの整備及び老朽化対策に向けて計画的かつ着実に進めていくとともに、適切に維持管理する必要がある。また、河川・海岸堤防等の整備に当たっては自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。(水産部、土木部)
- ② 沿岸市町において、地域防災計画と連携したハザードマップの整備が進んでいない。(水産部、土木部)
- ③ 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた緊急輸送道路の無電柱化、沿道建物の耐震等の対策を着実に進める必要がある。(土木部)
- ④ 老朽化等により開閉不良の開鎖扉があり、確実な機能保全対策が必要である。(水産部、土木部)
- ⑤ 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果の発揮が図られるよう、その機能維持・強化等に取り組んでいく必要がある。(農林部)
- ⑥ 本県の7市1町について、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことに伴い、県、指定市町においては、津波の被害想定と必要な対策を講じる必要がある。(危機管理部、関係部局)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 各沿岸における河川・海岸堤防等の計画高までの整備及び老朽化対策を計画的かつ着実に推進する。港湾・漁港管理者である市町に対しても、計画的かつ着実な整備を働きかける。また、河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。(水産部、土木部)
- ② 沿岸市町に対して、引き続き速やかなハザードマップ作成を働きかけるとともに、浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていく。(水産部、土木部)
- ③ 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた緊急輸送道路の無電柱化、沿道建物の耐震化等の対策を関係機関が連携して推進する。(土木部)
- ④ 海岸堤防の老朽化点検を行い、開閉不良扉においては修繕・改良を行う。(水産部、土木部)
- ⑤ 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果の発揮が図られるよう、その機能の維持・強化等に取り組む。(農林部)
- ⑥-1 長崎県近海の海域活断層による地震の震度や津波の浸水区域、被害予測の調査、本土地区の活断層による地震の被害予測の見直し、南海トラフ地震による震度や津波の浸水区域、被害予測の調査を実施したうえで、市町や防災関係機関と連携した防災対策の見直しの検討を進める。(危機管理部)
- ⑥-2 南海トラフ地震の津波からの防護、円滑な避難に向けた取組を、地域防災計画に「南海トラフ地震防災対策推進計画」として盛り込み、各種対策を実施する。(危機管理部、関係部局)
- ⑥-3 南海トラフ地震の詳細な浸水想定や被害想定を行うとともに、津波襲来のシミュレーションを実施し、それを踏まえた具体的な避難対策等を検討し、「南海トラフ地震防災対策推進計画」に追加する。(危機管理部、関係部局)

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

⑥-4 南海トラフ地震の津波からの円滑な避難に向けた、県民への広報、市町と連携した避難訓練を行う。（危機管理部）

⑥-5 南海トラフ地震等に備え、特に九州各県の警察災害派遣隊即応部隊、緊急消防援助隊との連携強化及び災害対処能力向上のため、関係防災機関を交えた、具体的な被害想定に基づく合同訓練を計画的に実施する。（危機管理部、警察本部）

（重要業績指標）

【水産】 水産物の生産・流通の拠点となる漁港等の整備 - (R7) →15漁港 (R12)

【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R7) →750戸 (R12)

【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長（累計） 40.4km (R7) →45.6km (R12)

【土木】 津波・高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 470戸 (R7) →886戸 (R12)

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)	(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)
<p>① 河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を推進するとともに、排水ポンプ、雨水貯留管等の排水施設の整備、下水道（雨水）施設の整備等を推進していく必要がある。また、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成に全市町が取り組んでいるところだが、全てのエリアをカバーできていない。なお、施設整備については、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要がある。（県民生活環境部、土木部）</p> <p>② 海岸堤防等の防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に整備を進めるとともに、水門等の老朽化点検、海岸防災林等の整備を推進する必要がある。（土木部）</p> <p>③ ため池について、一斉点検結果や劣化状況評価等に基づき、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高い防災重点農業用ため池の対策を実施する必要がある。（農林部）</p> <p>④ 土砂災害防止、地すべり対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の災害等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、関係機関・市町・地域住民・施設管理者等が連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難できる体制づくり等を適切に組み合わせた対策をとる必要がある。（危機管理部、農林部、土木部）</p> <p>⑤ 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策及び老朽化対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。（土木部）</p>	<p>① 河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水ポンプや雨水貯留管等の排水施設の整備、下水道（雨水）施設の整備等を着実に推進する。また、洪水ハザードマップや内水ハザードマップのカバーエリアを速やかに拡大するよう市町に働きかけるとともに、浸水想定区域図等の資料の提供など必要な支援を行っていく。また、雨量情報の市町への提供、「流域治水プロジェクト」のリスク情報発信等のソフト対策を推進する。なお、施設整備については、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う。（県民生活環境部、土木部）</p> <p>② 海岸堤防等の防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に整備を進めるとともに、水門等の老朽化点検、海岸防災林等の整備を推進する。（土木部）</p> <p>③ ため池については、一斉点検、劣化状況評価、地震耐性評価に基づき、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高い防災重点農業用ため池の対策を推進する。（農林部）</p> <p>④ 想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係機関・市町・地域住民・施設管理者等が連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難できる体制づくり等を適切に組み合わせた対策を推進する。（危機管理部、農林部、土木部）</p> <p>⑤ 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策及び老朽化対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。（土木部）</p>

(重要業績指標)
<p>【県環】 下水道による都市浸水対策達成率 72.9% (R7) →75.2% (R12)</p> <p>【農林】 ため池整備及び山地災害危険地区 (Aランク) 着手箇所数 930箇所 (R7) →1,033箇所 (R12)</p> <p>【土木】 事業完了ダム数 0 (R7) →1 (R12)</p>

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（重要業績指標）

【土木】システムが停止した回数 0（R7）→0（R12）

【土木】河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸（R7）→750戸（R12）

【土木】津波・高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 470戸（R7）→886戸（R12）

【土木】土砂災害警戒区域・特別警戒区域内での土砂災害による死者数ゼロ 0人（R7）→0人（R12）

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 長崎県は、いたるところで山岳、丘陵地が起伏し、また、半島や離島が多いため、平坦地に乏しく、土砂災害警戒区域が多く存在しており、昭和57年に死者行方不明者299人という長崎大水害が実際に起こっていることなどから、広域的かつ大規模な災害の発生が懸念される。（土木部）
- ② 土砂災害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域を多く抱える長崎県では、土砂災害に対する施設設備や土砂災害防止法による警戒区域等の指定が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。（危機管理部、土木部）
- ③ 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念される。また、ため池の耐震化や、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策が進められているが、その進捗に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達促進のための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する必要がある。森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活用など、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。（農林部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① 長崎県防災ポータルや防災情報システムを充実し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。（危機管理部、土木部）
- ②-1 土砂災害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域の周知については、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに市町と連携して、ハザードマップの早期作成、避難確保計画や避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。（危機管理部、土木部）
- ②-2 土砂災害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域の周知については、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに市町と連携して、ハザードマップの早期作成、避難確保計画や避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。また、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、既存盛土等の基礎調査を進め、危険な盛土等の把握及び周知を行うとともに、新たに許可等が必要な工事については、許認可の手続きを通して指導監督に努める（危機管理部、土木部）
- ②-3 これまでに整備した公共土木施設等が老朽化しており、限られた財源の中で本来の機能を維持し長期的に活用していくため、予防保全的手法を導入した効率的かつ計画的な維持管理により効率的かつ計画的に補修・更新を行う。（土木部）
- ③-1 ため池ハザードマップの作成周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。（農林部）
- ③-2 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達促進のための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施する。森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。（農林部）

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

④ 大規模な土砂災害等による死傷者をなくしていくために、災害からの迅速な避難の促進や防災対応の適切な実施、防災関係機関の適切な連携を強化する必要がある。（危機管理部、土木部）

④ 災害からの迅速な避難の促進や防災対応の適切な実施、防災関係機関の適切な連携を強化するための「防災タイムライン」の策定を進める。（危機管理部、土木部）

（重要業績指標）

【農林】ため池整備及び山地災害危険地区（Aランク）着手箇所数 930箇所（R7）→1,033箇所（R12）

【土木】河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸（R7）→750戸（R12）

【土木】土砂災害防止施設の整備により被害が軽減される人家戸数（R7～R12の累積） 0戸（R7）→1,600戸（R12）

【土木】土砂災害警戒区域・特別警戒区域内での土砂災害による死者数ゼロ 0人（R7）→0人（R12）

【土木】応急対策が必要な盛土箇所数の把握 6%（R7）→100%（R12）

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-6 火山噴火や火山噴出物・火砕流堆積物の流出等（雲仙岳）による多数の死傷者の発生

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 雲仙普賢岳は、平成3年の噴火災害以降、砂防・治山施設の整備が進められているが、山腹には多量の堆積物が存在することや、山頂には約1億m³の不安定な溶岩ドームが存在し、崩壊のおそれがある。また、火山噴火等に対して対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるが、火山災害に係る具体的で実践的な避難計画の策定がなされていない。（農林部、土木部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ①-1 大規模土石流や溶岩ドーム崩壊及び火山噴火による災害等に備え、国・県・市等の関係機関が連携して関係市の避難計画の策定を支援する。なお、雲仙岳火山防災協議会（平成27年1月設置）において、専門的知見を踏まえながら、火山現象や火山防災対策に関する協議・検討が進められていることから、その結果に基づき、支援に努める。（危機管理部、農林部、土木部）
- ①-2 溶岩ドーム崩壊に対する住民避難に資するため、防災情報の充実を図るとともに住民の警戒避難対応や防災機関の情報伝達等の対応を確認するための合同防災訓練を実施する。さらに雲仙普賢岳及びその周辺地域において、観測調査、避難等に必要なインフラ施設（登山道、避難施設等）の整備と十分な管理を図る。（危機管理部、土木部）

（重要業績指標）

- 【農林】ため池整備及び山地災害危険地区（Aランク）着手箇所数 930箇所（R7）→1,033箇所（R12）
- 【土木】土砂災害警戒区域・特別警戒区域内での土砂災害による死者数ゼロ 0人（R7）→0人（R12）

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-7 暴風雪や豪雪、暴風等に伴う多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 交通機関の運行（航）中止状況等について、早い段階からの利用者に対して情報を提供することにより、鉄道やバスの車内、航空機内及び空港内に多数の旅客が取り残される事態を回避する必要がある。（地域振興部）
- ② 災害等に対して主体的に行動する力を育成するために、実践的な安全、防災教育を推進することが必要である。（教育庁）
- ③ 暴風等に伴う道路施設の被災・倒壊により、第三者被害が発生する可能性がある。（土木部）
- ④ 暴風等に伴う電柱の倒壊、折損により緊急車両の不通や停電等の二次被害を引き起こす可能性がある。（土木部）

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 交通機関の運行（航）中止状況等について、早い段階から利用者に対して情報を提供する。（地域振興部）
- ② 災害等に対して主体的に行動する力を育成するために、学校種・地域の特性に応じた継続的で発展的な学校安全に係る取組を進める体制を構築することが必要である。（教育庁）
- ③ 定期的な点検により適切な道路施設の維持管理を行う。（土木部）
- ④ 緊急車両の通行確保及び停電等による二次被害の発生を防止するため、市街地等の幹線道路の無電柱化を推進する。（土木部）

(重要業績指標)

- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長（累計） 40.4km (R7) →45.6km (R12)
- 【土木】 第二期道路防災事業計画で新たに発生した要対策箇所対策完了箇所数（累計） 234箇所 (R7) →374箇所 (R12)
- 【土木】 道路トンネルにおいて、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)
- 【土木】 道路橋において、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)
- 【土木】 通学路等の歩道の整備延長（R7～R12の累積） 0km (R7) →10km (R12)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 警察、消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム (DMAT) の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、TEC FORCE など派遣隊の受け入れ体制を整えておく必要がある。(危機管理部、福祉保健部、土木部、警察本部)
- ② 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。(危機管理部、文化観光国際部、警察本部)
- ③ 自治体、関係府省庁の連携等により、活動経路の耐災害性を向上させるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ確かな交通対策や道路・航路啓開といった活動が円滑に行われるよう支援する必要がある。(警察本部)
- ④ 南海トラフ巨大地震等に備え、特に九州各県の警察災害派遣隊即応部隊、緊急消防援助隊の連携強化及び災害対処能力の向上を図る必要がある。(危機管理部、警察本部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 警察、消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団や水防団の体制・装備・教育訓練の充実強化を図る。(危機管理部、警察本部)
- ② 関係機関の災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、関係機関の連携強化を推進する。また、地域の特性や観光施設等における利用者の安全の確保等、様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。(危機管理部、文化観光国際部、警察本部)
- ③ 装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進める。(警察本部)
- ④ 南海トラフ巨大地震等に備え、特に九州各県の警察災害派遣隊即応部隊、緊急消防援助隊の連携強化及び災害対処能力向上のため、関係防災機関を交えた、具体的な被害想定に基づく合同訓練を計画的に実施する。(危機管理部、警察本部)

(重要業績指標)

【危機】 防災訓練等の実施回数 7回 (R6) →7回 (R12)

【危機】 人口10万人あたりの消防団員数 1,319 人 (R5) →1,319 人 (R12)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自立・分散型エネルギー整備への支援が進められている。しかし、道路や港湾などのインフラが被災すればエネルギー供給ができなくなるため、緊急輸送機能の軸となる高規格道路ネットワークの構築、道路や港湾施設の防災・震災対策、緊急輸送道路の無電柱化、地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。(土木部)
- ② 広域かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会との災害時協定など連携の強化を推進する必要がある。(福祉保健部)
- ③ 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化は完了したが（H29）、その他の医療施設のうち耐震化が未了の施設では、大規模地震により医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。(福祉保健部)
- ④ 高齢者や障害者、子どもなどの災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、避難生活の早期の段階から、福祉ニーズを的確に把握するとともに、可能な限りそのニーズに対応し、生活機能の維持を支援していく体制の構築を行う必要がある。(福祉保健部)
- ⑤ 複数のプログラムに関連する災害派遣医療チーム（DMAT）については、県内全ての災害拠点病院に配置する目標を達成済であるが、道路や港湾のインフラが被災すれば、現地への到達が困難となるため、緊急輸送機能の軸となる高規格道路ネットワークの構築、道路の防災・震災対策、緊急輸送道路の無電柱化、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を着実に推進する必要がある。(水産部、土木部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 道路や港湾などのインフラ被災時にはエネルギーの供給ができなくなる。このため、高規格道路である西九州自動車道・島原道路・西彼杵道路・長崎南北幹線道路・長崎南環状線の重点的な整備促進や国県道の整備、道路や港湾施設の防災・震災対策、老朽化対策、緊急輸送道路の無電柱化、地震・津波・風水害対策等を着実に実施する。また、東彼杵道路の早期事業化、構想路線の実現に向けた取組を進める。(水産部、土木部)
- ② 被災時における大量の傷病者に対応するため、市町と地域の医師会との災害時協定の締結の支援、災害医療従事者研修会の開催による災害医療従事者の医療技術の向上と、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携強化を推進する。(福祉保健部)
- ③ 大規模災害時に中核となる災害拠点病院や救命救急センターについては耐震化が完了しており、二次救急医療機関などその他の医療施設について、耐震改修の支援により耐震化を推進する。(福祉保健部)
- ④ 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。(福祉保健部)
- ⑤ 災害派遣医療チーム（DMAT）が災害拠点病院等に到達できるよう、高規格道路である西九州自動車道・島原道路・西彼杵道路・長崎南北幹線道路・長崎南環状線の重点的な整備促進や国県道の整備・老朽化対策、緊急輸送道路の無電柱化を着実に実施する。また、東彼杵道路の早期事業化、構想路線の実現に向けた取組を進める。さらに海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の着実な進捗と支援物資の物流を確保する。(水産部、土木部)

(重要業績指標)

【福祉】 災害派遣福祉チーム員を対象とした研修・訓練の実施回数 1回（R7）→1回（R12）

【水産】 水産物の生産・流通の拠点となる漁港等の整備 -（R7）→15漁港（R12）

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(重要業績指標)

【土木】河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R7) →750戸 (R12)

【土木】高規格道路の供用率 62.1% (R6) →66.8% (R12)

【土木】高規格道路の新規事業化箇所数 (R7～R12の累積) 0箇所 (R7) →3箇所 (R12)

【土木】国県道の供用延長 (R7～R12の累積) 0km (R7) →33.3km (R12)

【土木】県管理道路の無電柱化整備延長 (累計) 40.4km (R7) →45.6km (R12)

【土木】第二期道路防災事業計画で新たに発生した要対策箇所の対策完了箇所数 (累計) 234箇所 (R7) →374箇所 (R12)

【土木】道路トンネルにおいて、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)

【土木】道路橋において、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)

【土木】通学路等の歩道の整備延長 (R7～R12の累積) 0km (R7) →10km (R12)

【土木】国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R7～R12の累積) 0 k m (R7) →120 k m (R12)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽対策による施設の安全を確保するとともに、トイレ等施設のバリアフリー化など、防災機能の強化を図る必要がある。(教育庁)
- ② 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所のさらなる指定促進を図る。(福祉保健部)
- ③ 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも備蓄する必要がある。(福祉保健部)
- ④ 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。また、災害対策本部福祉保健部内に設置する保健医療福祉調整班や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療福祉ニーズに応じた各保健医療福祉活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療福祉活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する必要がある。(総務部、福祉保健部)
- ⑤ 避難所の環境整備や運営について、能登半島地震を踏まえ、本県においても、生活スペースやトイレの確保、温かい食事や快適なベッドの提供、避難所近傍での備蓄などに課題がある。(危機管理部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、老朽対策による施設の安全を確保するとともに、トイレ等施設のバリアフリー化など、防災機能の強化を推進する。(教育庁)
- ② 高齢者や障害者、母子など特性に応じた福祉避難所の確保に向け、各市町と連携しながら対応する。また、「福祉避難所運用マニュアル」の未策定の市町には策定を促す。(福祉保健部)
- ③ 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位において必要な備蓄等を推進する。(福祉保健部)
- ④-1 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。また、災害対策本部福祉保健部内に設置する保健医療福祉調整班や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療福祉ニーズに応じた各保健医療福祉活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療福祉活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。(総務部、福祉保健部)
- ④-2 道の駅や国立青少年教育施設、防災機能を有する港湾緑地など、災害時に活用が可能な施設について、役割を明確化するとともに防災機能を強化する。(危機管理部、土木部)
- ⑤-1 避難所環境を向上させるため、市町との協議会を通して、市町が行う資機材や保管倉庫等の計画的な整備、避難所開設訓練の実施を支援する。また、想定する最大の避難者をスフィア基準に沿って、避難所に収容できるよう、市町における施設の確保を支援するとともに、災害対応車両登録制度などにより、トレーラーハウス等の活用も検討する。(危機管理部)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

⑤-2 温かい食事の提供やトイレの確保などによる、避難所環境の向上に向けて、民間事業者との支援協定を締結し、平時から、連携を密にして、災害時に支援が受けられる体制を構築する。また、県のトイレカーについては、県内の被災地支援に加え、国の災害対応車両登録制度に登録し、全国の被災地に出動して支援するとともに、平時には、県民の防災意識の向上に向け活用する。（危機管理部）

(重要業績指標)

【危機】 スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となる災害用物資・資機材の備蓄を行っている市町数 ー (R7) →21市町 (R12)

【福祉】 福祉避難所開設・運用マニュアル策定済み市町数 10市町 (R7) →21市町 (R12)

【福祉】 市町等と連携した災害対応訓練の実施保健所数 (保健所設置市含む) ー (R7) →10箇所 (R12)

【教育】 県立学校施設及び社会体育施設の保全不備による事故発生件数 0件 (R6) →0件を維持 (R12)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。多くの離島半島を有する本県における港においては、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進する必要がある。また、大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、地方公共団体等においてマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用等を進める必要がある。(地域振興部、水産部、土木部、警察本部)
- ② 災害時に緊急輸送の拠点となる空港機能として、発災後早期の段階で、救急・救命活動等の拠点機能、及び緊急物資・人員等輸送受け入れ機能を有する必要がある。(土木部)
- ③ 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、官民が連携した物資調達の仕組みを構築する必要がある。また、災害関連情報の収集・提供を行うため、小型無人機の導入、早期の被害情報の把握等を行うシステムの構築・整備など、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。(地域振興部)
- ④ 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。(土木部)
- ⑤ 市町に対し、災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、水道の基幹管路の耐震化や水道事業者におけるアセットマネジメントの取組を促進することが必要である。(県民生活環境部)
- ⑥ 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えについて、学校等の関係機関と連携しつつ、老朽化対策と合わせ着実に推進する必要がある。(総務部、教育庁)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、国・県道の整備、道路の防災・耐震対策、緊急輸送時機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路における代替船の確保、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により、複数輸送ルートの確保を図る。(地域振興部、水産部、土木部、警察本部)
- ②③ 交通施設の災害対応力を強化する対策(道路・鉄道・港湾・海岸・空港の防災・震災対策、老朽化対策、緊急輸送道路の無電柱化等)、交通施設を守る周辺対策(水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策)を推進する。(地域振興部、土木部)
- ④ 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、長崎県建設業協会等との協定に基づく訓練を実施する。(土木部)
- ⑤ 市町に対し、災害時による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、水道施設の耐災害性強化対策に加え、水道事業者におけるアセットマネジメントの取組を促進する。(県民生活環境部)
- ⑥ 耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えについては、県立学校では必要に応じて大規模改造工事等の実施に合わせて取り組む。各設置者に対して国庫補助制度を周知しながら耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを働きかける。(総務部、教育庁)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ⑦ 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。(福祉保健部)
- ⑧ 応急用食料の調達について、災害時における物資の供給に関する協定を締結している民間流通備蓄と連携し実効性を高める必要がある。(地域振興部、福祉保健部)
- ⑨ 新物資システム(B-PLo)を活用した訓練等を実施することで、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を図り、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。(地域振興部、福祉保健部)
- ⑩ 離島の自治体や警察・消防等防災機関職員の被災により、救出・救助等の災害応急対策をおこなう要員に欠員が生じるおそれがあり、またその欠員を補う支援要員が到着するまでに相当の時間を要する。(福祉保健部、警察本部ほか)

- ⑦-1 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を推進する。(福祉保健部)
- ⑦-2 「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。(福祉保健部)
- ⑧ 応急用食料の調達について、災害時における物資の供給に関する協定を締結している民間流通備蓄と連携し実効性を高める。(福祉保健部)
- ⑨-1 新物資システム(B-PLo)を活用した訓練等を実施することで、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を図り、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。(危機管理部、地域振興部、福祉保健部)
- ⑨-2 支援物資の円滑な輸送を図るため、物資の輸送や荷捌きに関する支援業者と連携し、物資輸送拠点の円滑な運営を図る。(危機管理部、福祉保健部)
- ⑩ 特に、離島において大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄を行う。(危機管理部、福祉保健部、警察本部ほか)

(重要業績指標)

- 【水産】 水産物の生産・流通の拠点となる漁港等の整備 - (R7) →15漁港 (R12)
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R7) →750戸 (R12)
- 【土木】 高規格道路の供用率 62.1% (R6) →66.8% (R12)
- 【土木】 高規格道路の新規事業化箇所数 (R7~R12の累積) 0箇所 (R7) →3箇所 (R12)
- 【土木】 国県道の供用延長 (R7~R12の累積) 0km (R7) →33.3km (R12)
- 【土木】 国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R7~R12の累積) 0k m (R7) →120k m (R12)
- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長 (累計) 40.4km (R7) →45.6km (R12)
- 【土木】 第二期道路防災事業計画で新たに発生した要対策箇所の対策完了箇所数 (累計) 234箇所 (R7) →374箇所 (R12)
- 【土木】 道路トンネルにおいて、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)
- 【土木】 道路橋において、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)
- 【教育】 県立学校施設及び社会体育施設の保全不備による事故発生件数 0件 (R6) →0件を維持 (R12)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

① 帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。(危機管理部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

① 民間事業者等との協定締結をさらに拡大し、ドローンの活用や仮設トイレの設置、キッチンカーによる温かい食事の提供、帰宅困難者への支援などを図る。(危機管理部)

(重要業績指標)

なし

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 長崎県は九州の西北部に位置し、台風の常襲地帯であるほか、山岳や丘陵が多く平坦地が乏しい地形的特徴を有している。さらに、県土の約3分の1が半島地域であり、交通アクセスの面で条件不利地域が多く存在していることから、これらの地理的・気象的特性により、本県は大規模災害の脅威にさらされている地域といえる。そのため、緊急輸送機能の軸となる高規格道路ネットワークの構築、道路や港の耐震対策・耐波性能の強化、緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を着実に進める必要がある。(水産部、土木部)
- ② 孤立離島の発生の抑制と長期化を回避するため、本土離島間及び離島間に就航している定期航路が利用する港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。(土木部)
- ③ 洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進していく必要がある。(農林部)
- ④ 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等について進めているが進捗途上にあるため、それらを推進する必要がある。(危機管理部、土木部、警察本部)
- ⑤ 令和6年の能登半島地震の課題を踏まえ、多くの離島・半島を有する本県においても、大規模自然災害による道路の寸断や港湾・漁港の被災等によって孤立する可能性のある集落が490余りある。(危機管理部)
- ⑥ 広範囲に被災が及んだ場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあり、民間備蓄との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型 BCP 等の取組促進・改善を図る必要がある。(産業労働部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 行政機関の機能を災害時にも維持するため、高規格道路である西九州自動車道・島原道路・西彼杵道路・長崎南北幹線道路・長崎南環状線の重点的な整備促進や国県道の整備・老朽化対策、緊急輸送道路の無電柱化を着実に実施する。また、東彼杵道路の早期事業化、構想路線の実現に向けた取組を進める。さらに、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等の着実な進捗を図る。(水産部、土木部)
- ② 離島地域における行政機関の機能を災害時にも維持するためには、防災機能の向上が不可欠であり、国県道の整備や防災・老朽化・耐震対策の実施をはじめ、港湾施設の耐震・耐波性強化や老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害、治山対策等の着実な進捗を図る。(土木部)
- ③ 洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。(農林部)
- ④-1 旅行者(外国人を含む)を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供、市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進し、また、災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、行政機関や警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。(危機管理部、土木部、警察本部)
- ⑤ ヘリコプター、船舶を活用した孤立集落への迅速で円滑な進入対策の構築を進める。(危機管理部)
- ⑥-1 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、原材料の入手や十分な応急用食料等の調達のための民間備蓄との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型 BCP 等の取組を関係機関と連携しながら促進・改善する。(産業労働部)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

⑦ 県内行政機関等（警察含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。（危機管理部、総務部、警察本部）

⑧ 緊急時に迅速にかつ漏れなく対応するため、災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して情報発信する体制作りが必要。（危機管理部、秘書・広報戦略部）

⑥-2 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、各家庭、避難所等における食料備蓄を推進する。（福祉保健部）

⑦ 県内行政機関（警察含む）が策定しているBCP計画について、組織改正や人事異動に伴う非常時優先業務の執行体制の見直しや業務立上げ時間の短縮を図るなど、見直しを行う。（危機管理部、警察本部）

⑧ 災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して、迅速にかつ漏れなく情報発信する体制を強化する。（危機管理部、秘書・広報戦略部）

（重要業績指標）

【水産】水産物の生産・流通の拠点となる漁港等の整備 - (R7) →15漁港 (R12)

【土木】高規格道路の供用率 62.1% (R6) →66.8% (R12)

【土木】高規格道路の新規事業化箇所数 (R7~R12の累積) 0箇所 (R7) →3箇所 (R12)

【土木】国県道の供用延長 (R7~R12の累積) 0km (R7) →33.3km (R12)

【土木】県管理道路の無電柱化整備延長 (累計) 40.4km (R7) →45.6km (R12)

【土木】第二期道路防災事業計画で新たに発生した要対策箇所の対策完了箇所数 (累計) 234箇所 (R7) →374箇所 (R12)

【土木】道路トンネルにおいて、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)

【土木】道路橋において、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)

【土木】国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R7~R12の累積) 0km (R7) →120km (R12)

【土木】通学路等の歩道の整備延長 (R7~R12の累積) 0km (R7) →10km (R12)

【土木】津波・高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 470戸 (R7) →886戸 (R12)

【土木】河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R7) →750戸 (R12)

【土木】土砂災害防止施設の整備により被害が軽減される人家戸数 (R7~R12の累積) 0戸 (R7) →1,600戸 (R12)

【土木】土砂災害警戒区域・特別警戒区域内での土砂災害による死者数ゼロ 0人 (R7) →0人 (R12)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-7 被災地での感染症の大規模発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から、市町と連携を強化し感染予防にも配慮した避難所運営体制構築と避難者へ正しい感染症予防等の情報が提供できる方法を検討しておく必要がある。(福祉保健部)
- ② 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を促進し、下水の溢水リスクの低減や処理機能の確保を図る必要がある。(県民生活環境部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ①-1 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を促進するよう市町に働きかけるとともに、必要な感染対策を実施できる体制を維持する。また、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つため、衛生資材についての確に確保できるようにしておく。さらに、避難者に対し、正しい感染症予防等の情報が提供できるよう、市町と連携する。(福祉保健部)
- ①-2 感染症の拡大防止のため、密集・密接・密閉を避ける取組として、分散避難を推進するとともに、多くの避難所を確保し、早めの避難をするよう広報に努める。(危機管理部、福祉保健部)
- ② 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を促進し、下水の溢水リスクの低減や処理機能の確保を図る。(県民生活環境部)

(重要業績指標)

【福祉】市町等と連携した災害対応訓練の実施保健所数(保健所設置市含む) - (R7)→10箇所 (R12)

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。(警察本部)
- ② 老朽化した信号機等の更新を始めとする交通安全施設等の整備等を進める必要がある。(警察本部)
- ③ 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する広域交通管制システムを運用する必要がある。(警察本部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 警察災害派遣隊等治安の維持・確保に必要な人員を被災地等に迅速に配置するとともに、必要な装備資機材の整備・更新を随時推進する。(警察本部)
- ② 老朽化した信号機等の更新を始めとする交通安全施設等の整備等を進める。(警察本部)
- ③ 災害時においても安定して稼働する広域交通管制システムを運用する。(警察本部)

(重要業績指標)

【警察】老朽化した信号制御機の更新数 0件(R7)→490件(R12)

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-2 長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 県内行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。(危機管理部)
- ② 県内自治体における業務継続計画の作成及び見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。(危機管理部)
- ③ 防災拠点となる公共施設等の耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。(総務部)
- ④ また、庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、社会体育施設等の耐震化を促進する必要がある。(総務部、教育庁)
- ⑤ 市町村庁舎等の防災拠点の耐震化率については、全国平均93.6% (R6) に対し、本県は81.7% (R6) と全国で下位に位置している。(土木部)
- ⑥ 警察署や警察施設の耐震化については約95% (R2) にとどまることから、大規模災害時には、警察機能が十分機能するよう、全ての施設の耐震化を推進する必要がある。(警察本部)
- ⑦ 学校施設において、非構造部材の耐震対策の進捗が構造体に比べ遅れており、対策の一層の加速が必要である。(総務部、教育庁)
- ⑧ 離島の自治体や警察・消防等防災機関職員の被災により、救出救助等災害応急対策を行う要員に欠員が生じるおそれがあり、またその欠員を補う支援要員が到着するまでに相当の時間を要する。(福祉保健部、警察本部ほか)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 県内行政機関(警察を含む)の機能確保はレジリエンス(強靭さ)の観点から極めて重要な意味を担うことから、県内各自治体等における業務継続計画の策定及び見直し、実効性向上のための取組の促進、協定の締結等により、業務継続体制を強化するとともに、計画を適切に整備するための協議の場を設け、働きかけを行っていく。(危機管理部、総務部、警察本部)
- ② 被災リスクに備えた県内各自治体等間の連携スキームの構築(救急・救助、医療活動等の維持に必要な石油製品の備蓄方法、供給体制の構築等)を推進する。(危機管理部)
- ③④ 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校、社会体育施設の耐震対策等を促進するため、県立学校及び県立社会体育施設については、引き続き老朽化対策や耐震点検の実施など施設の安全性の確保に努める。また、市町立学校、公立幼稚園、市町立社会体育施設については、各設置者に対して国庫補助制度を周知しながら耐震対策の早期完了を働きかける。(危機管理部、総務部、教育庁)
- ⑤ 災害時に防災拠点となる市町村庁舎等については、長崎県耐震改修促進計画による要安全確認計画記載建築物に指定することにより、耐震診断結果の報告を義務付け、その結果を公表し、防災拠点の耐震化を推進する。(土木部)
- ⑥ 警察署や警察施設の耐震化等地域における活動拠点となる警察施設の耐震化を推進する。(警察本部)
- ⑦ 学校施設においては、非構造部材の耐震対策の進捗が構造体に比べ遅れていることから、設置者に対して国庫補助制度や国が作成したガイドブック等を周知しながら非構造部材の耐震対策を要請する。(総務部、教育庁)
- ⑧ 離島において大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄を行う。(危機管理部、福祉保健部、警察本部ほか)

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-2 長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

⑨ 離島・半島の自治体や警察・消防等防災機関は、大規模災害の発生に際し、災害応急対策の拠点や被災住民の一時的な避難場所となるが、電気・水道・通信回線等のライフラインが供給途絶するおそれがある。（総務部、警察本部ほか）

⑩ 電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難場所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活や災害対策活動等に必要不可欠な電力を確保するために、非常用発電機等の整備を推進する必要がある。（危機管理部、総務部、警察本部）

⑪ 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、緊急輸送機能の軸となる高規格道路ネットワークの構築、道路の防災・震災対策、緊急輸送道路の無電柱化、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、災害時に避難場所等となる都市公園の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を着実に推進する必要がある。（水産部、土木部）

⑫ 大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するための体制を確保する必要がある。（危機管理部）

⑨ 電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。（総務部、警察本部ほか）

⑩ 電力供給遮断等の非常時に避難住民の受入れを行う避難場所や防災拠点等（公共施設等）において、太陽光発電設備、非常用発電機、応急用電源車等の整備等避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。また、通信障害の状況把握、情報提供、復旧プロセスについて、倒木処理に係る電気通信事業者との協定や電力・燃料・通信の連携に係る申合せなどに基づき、関係機関間の連携について訓練や平時からの情報交換等を通じてその実効性の向上を図る。（危機管理部、総務部、警察本部）

⑪ 行政機関の機能を災害時にも維持するため、高規格道路である西九州自動車道・島原道路・西彼杵道路・長崎南北幹線道路・長崎南環状線の重点的な整備促進や国県道の整備・老朽化対策、緊急輸送道路の無電柱化を着実に実施する。また、東彼杵道路の早期事業化、構想路線の実現に向けた取組を進める。さらに、港湾施設の耐震・耐波性向上および老朽化対策、災害時に避難場所等となる都市公園の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害・治山対策等の周辺対策について、着実な進捗を図る。（水産部、土木部）

⑫-1 大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、県災害時受援計画を適宜見直すとともに、市町に対しては、県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に災害対策にあたるよう、市町災害時受援計画の作成、見直しについての助言等を行う。（危機管理部）

⑫-2 防災部局の人材・組織体制等の整備のため、防災関係の各種研修会への参加や訓練の実施・防災タイムラインの策定等を通じて、県市町の人材育成を推進する。（危機管理部）

（重要業績指標）

【危機】市町における災害時受援計画の策定状況 16市町（R6）→全（21）市町（R12）

【水産】水産物の生産・流通の拠点となる漁港等の整備 -（R7）→15漁港（R12）

【土木】高規格道路の新規事業化箇所数（R7～R12の累積） 0箇所（R7）→3箇所（R12）

【土木】国県道の供用延長（R7～R12の累積） 0km（R7）→33.3km（R12）

【土木】高規格道路の供用率 62.1%（R6）→66.8%（R12）

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-2 長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(重要業績指標)

- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長（累計） 40.4km（R7）→45.6km（R12）
- 【土木】 第二期道路防災事業計画で新たに発生した要対策箇所の対策完了箇所数（累計） 234箇所（R7）→374箇所（R12）
- 【土木】 道路トンネルにおいて、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100%（R7）→100%（R12）
- 【土木】 道路橋において、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100%（R7）→100%（R12）
- 【土木】 国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長（R7～R12の累積） 0km（R7）→120km（R12）
- 【土木】 通学路等の歩道の整備延長（R7～R12の累積） 0km（R7）→10km（R12）
- 【土木】 津波・高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 470戸（R7）→886戸（R12）
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸（R7）→750戸（R12）
- 【土木】 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合 89%（R6）→95%（R12）
- 【土木】 公園施設長寿命化計画に基づく老朽化した施設の更新数 106施設（R7）→262施設（R12）
- 【教育】 県立学校施設及び社会体育施設の保全不備による事故発生件数 0件（R6）→0件を維持（R12）
- 【警察】 警察署庁舎建替による警察施設の耐震化 0件（R7）→1件（R12）
- 【警察】 非常用発電機改修 4件（R7）→7件（R12）

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする企業毎のBCP等策定に加え、企業連携型BCP等の策定への取組が必要である。(産業労働部)
- ② 製造業、物流事業者のBCP策定を促進する。とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、製造業(荷主)と物流事業者間など企業が連携したBCPの策定を促進する必要がある。(産業労働部)
- ③ 離島半島を多く有する本県の緊急物資の海上輸送拠点港における広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートへの耐災害性を高める施策等を推進する必要がある。(水産部、土木部)
- ④ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)の枠組みを活用し、災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する必要がある。(地域振興部、産業労働部)
- ⑤ 道路の防災・震災対策、緊急輸送道路の無電柱化、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高波対策等を着実に推進する必要がある。(水産部、土木部)
- ⑥ 陸・海・空の物資輸送ルートを確保するとともに、道路の防災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する必要がある。(地域振興部、土木部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする、企業毎のBCP等策定に加え、企業連携型BCP等の策定への民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCP等の必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。(産業労働部)
- ② 製造業、物流事業者のBCP策定を促進する。また、製造業(荷主)と物流事業者間など企業が連携したBCPの策定を促進する。空港が機能不全に陥った場合を想定し、物流関係者間の連携計画を策定し、計画に基づいた訓練を行い、災害対応能力の向上を図る。(産業労働部)
- ③④⑤⑥ 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、国・県道の整備、道路の防災・耐震対策、緊急輸送時機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路における代替船の確保、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により、複数輸送ルートの確保を図る。(地域振興部、水産部、土木部、警察本部)

(重要業績指標)

- 【水産】水産物の生産・流通の拠点となる漁港等の整備 — (R7) →15漁港 (R12)
- 【土木】高規格道路の供用率 62.1% (R6) →66.8% (R12)
- 【土木】高規格道路の新規事業化箇所数 (R7~R12の累積) 0箇所 (R7) →3箇所 (R12)

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下

(重要業績指標)

- 【土木】 国県道の供用延長 (R7~R12の累積) 0km (R7) →33.3km (R12)
- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長 (累計) 40.4km (R7) →45.6km (R12)
- 【土木】 第二期道路防災事業計画で新たに発生した要対策箇所の対策完了箇所数 (累計) 234箇所 (R7) →374箇所 (R12)
- 【土木】 道路トンネルにおいて、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)
- 【土木】 道路橋において、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)
- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R7) →750戸 (R12)
- 【土木】 土砂災害防止施設の整備により被害が軽減される人家戸数 (R7~R12の累積) 0戸 (R7) →1,600戸 (R12)

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-2 コンビナート（松浦市・新上五島町）・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。（危機管理部、県民生活環境部）
- ② コンビナートエリア内企業のBCP/BCM構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する必要がある。（産業労働部）
- ③ コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る必要がある。（危機管理部）
- ④ 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。（危機管理部、県民生活環境部、福祉保健部）
- ⑤ 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、引き続き国など関係機関と連携して対応する必要がある。（県民生活環境部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ①-1 火災、煙、有害物質等の流出により、松浦市・新上五島町に立地するコンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。（危機管理部、県民生活環境部）
- ①-2 コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る。（危機管理部）
- ② コンビナートエリア内企業のBCP/BCM構築の促進・持続的な推進など民間事業者における取組が促進されるよう、関係団体等と連携し、BCPの必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。（産業労働部）
- ③ コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害への対応体制の強化を図る。（危機管理部）
- ④ 火災、煙、有害物質等の流出により、松浦市・新上五島町に立地するコンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。（危機管理部、県民生活環境部、福祉保健部）
- ⑤ 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、国など関係機関と連携して対応する。（県民生活環境部）

（重要業績指標）

【危機】石油コンビナート等総合防災訓練の実施回数 1回（R7）→1回（R12）

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-3 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 船舶事業者に対し、旅客船、船舶の津波避難マニュアルへの理解及び作成を促進していく施策を展開していく必要がある。(地域振興部)
- ② 多くの離島半島を有する本県における港においては、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進する必要がある。(水産部、土木部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 船舶事業者に対し、旅客船、船舶の津波避難マニュアルへの理解及び作成に向け、情報提供を行う。(地域振興部)
- ② 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、国・県道の整備、道路の防災・耐震対策、緊急輸送時機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路における代替船の確保、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により、複数輸送ルートの確保を図る。(地域振興部、水産部、土木部、警察本部)

(重要業績指標)

【水産】 水産物の生産・流通の拠点となる漁港等の整備 — (R7) →15漁港 (R12)

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のBCP策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。(産業労働部)
- ② 水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域BCPの策定を促進する必要がある。また、農業水利施設を管理する土地改良区等においても、業務継続計画の策定を推進する必要がある。(水産部、農林部)
- ③ 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者(運輸、倉庫等)、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。(産業労働部)
- ④ 大規模災害時においても円滑な食料供給・食品流通に係る事業を維持するため、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者によるBCPの策定を促進する必要がある。(水産部、農林部)
- ⑤ 農林水産業に係る生産基盤等については、機能保全計画に基づき、災害対応力強化に向けた取組を推進する必要がある。(水産部、農林部)
- ⑥ 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、港湾・道路・空港等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる必要がある。(農林部、土木部)
- ⑦ 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する必要がある。(土木部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ①③ 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時対応に係る連携・協力体制(災害対応時の食品産業事業者、関連産業事業者(運輸、倉庫等)、地方公共団体等における連携・協力体制の拡大・定着等)の構築、食料等の一連の生産・流通過程に係るBCPの策定等を促進する。(産業労働部、水産部、農林部)
- ⑤ 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の機能保全計画の策定や、農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設管理者の業務継続体制の確立、農地保全及び治山対策、農山漁村の防災対策等を推進する。(水産部、農林部)
- ⑥ 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、国県道の整備、港湾、空港等の老朽化・耐震対策等を推進する。(土木部)
- ⑦ 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。特に、今なお高速交通ネットワークから取り残されている半島地域を中心に、高規格道路である西九州自動車道・島原道路・西彼杵道路の整備を促進するとともに、長崎南北幹線道路や長崎南環状線についても整備を推進する。また、東彼杵道路の早期事業化、構想路線の実現に向けた取組を進める。(土木部)

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

⑧ 避難拠点や流通拠点となりうる漁港及び港湾については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い漁港漁村地域の形成、施設整備を目指していく。(水産部、土木部)

⑧ 避難拠点や流通拠点となりうる漁港及び港湾については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い漁港漁村地域の形成、施設整備を実施する。(水産部、土木部)

(重要業績指標)

【水産】水産物の生産・流通の拠点となる漁港等の整備 — (R7) →15漁港 (R12)

【農林】緊急避難道路に位置付けられた農道橋の耐震対策整備率 77% (R7) →81% (R12)

【土木】高規格道路の供用率 62.1% (R6) →66.8% (R12)

【土木】高規格道路の新規事業化箇所数 (R7～R12の累積) 0箇所 (R7) →3箇所 (R12)

【土木】国県道の供用延長 (R7～R12の累積) 0km (R7) →33.3km (R12)

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進していく必要がある。(県民生活環境部)
- ② 水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める必要がある。(県民生活環境部、農林部)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

- ① 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることを踏まえ、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等に取り組むとともに、持続的な地下水の保全や雨水の利用促進に努める。(県民生活環境部)
- ② 水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。(県民生活環境部、農林部)

(重要業績指標)

なし

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る必要がある。(農林部)
- ② 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。また、地域の活動組織による森林の保全管理活動等を市町村等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する必要がある。(農林部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 山地災害については、航空レーザ計測等の ICT も活用した発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や機能強化・老朽化対策、森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。特に、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策等を現地の状況に応じて複合的に組み合わせた治山対策を進めるとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を推進する。(農林部)
- ② 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。また、地域の活動組織による森林の保全管理活動等を市町村等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する。(農林部)

(重要業績指標)

【農林】 搬出間伐面積 (ha) 1,676ha (R5) →1,776ha (R12)

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)	(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)
<p>① 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。(土木部)</p> <p>② 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。(警察本部)</p> <p>③ テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供ができるよう代替手段の整備を促進する必要がある。(危機管理部)</p> <p>④ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートや防災行政無線等多様な手段による緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。防災行政無線や防災情報システムによる緊急情報や被害情報の県民や防災関係機関への迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、県内の市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化の施策を着実に推進する必要がある。(地域振興部、危機管理部、警察本部)</p> <p>⑤ 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題である。(危機管理部、総務部)</p> <p>⑥ 道路橋の耐震補強、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。(土木部)</p> <p>⑦ 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。(土木部)</p>	<p>① 情報通信機能・情報サービスの確保のため、電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に進捗させる。(土木部)</p> <p>② 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星携帯電話等の代替手段の整備を図るとともに、電力の遮断に備え太陽光発電装置、非常用発電機(大型発動発電機)、応急電源車等の導入を視野に入れる等、警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。(警察本部)</p> <p>③ テレビ・ラジオ放送以外の多様な手段による情報提供ができるよう、インターネット、SNSや民間企業と連携した防災アプリを活用した情報発信を促進する。(危機管理部)</p> <p>④-1 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートや防災行政無線等多様な手段による緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。(危機管理部)</p> <p>④-2 防災行政無線や防災情報システムによる緊急情報や被害情報の県民や防災関係機関への迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、県内の市町や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化の施策を着実に推進する。(地域振興部、危機管理部、警察本部)</p> <p>⑤ 防災情報システムと国の総合防災情報システム(SOBO-WEB)を接続し、各種災害対応に活用するとともに、情報収集体制・人員体制を整備する。(危機管理部、総務部)</p> <p>⑥ 道路橋の耐震補強、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。(土木部)</p> <p>⑦ 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。(土木部)</p>

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- | | |
|---|---|
| <p>⑧ 周辺インフラの被災によって、情報発信業務に従事する職員に不足が生じないよう、道路の防災・震災対策や緊急輸送道路の無電柱化を進める必要がある。(土木部)</p> <p>⑨ 交通事業者において、災害時の情報発信業務が滞らないよう体制の強化を進める必要がある(地域振興部)</p> <p>⑩ システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策の充実が必要である。(企画部、総務部)</p> <p>⑪ 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進めていく必要がある。(企画部、総務部)</p> <p>⑫ 長崎県総合防災情報システム、長崎県河川砂防情報システム(NAKSS)等により、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。(危機管理部、土木部)</p> | <p>⑧ 情報発信業務に従事する職員に不足が生じないよう、高規格道路である西九州自動車道・島原道路・西彼杵道路・長崎南北幹線道路・長崎南環状線の重点的な整備促進や国県道の整備・老朽化対策、緊急輸送道路の無電柱化を着実に実施する。また、東彼杵道路の早期事業化、構想路線の実現に向けた取組を進める。(土木部)</p> <p>⑨ 交通事業者において、災害時の情報発信業務が滞らないよう体制の強化に努める。(地域振興部)</p> <p>⑩-1 システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。(企画部、総務部)</p> <p>⑩-2 通信障害の状況把握、情報提供、復旧プロセスについて、総務省及び通信事業者リエゾンのマニュアルの充実を図り、また、倒木処理に係る電気通信事業者との協定や電力・燃料・通信の連携に係る申合せに基づき、関係機関間の連携について訓練等を通じてその実効性の向上を図る。(危機管理部、総務部)</p> <p>⑪ 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。(企画部、総務部)</p> <p>⑫ 長崎県総合防災情報システム、長崎県河川砂防情報システム(NAKSS)等により、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。(危機管理部、土木部)</p> |
|---|---|

(重要業績指標)

- 【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R7) →750戸 (R12)
- 【土木】 土砂災害防止施設の整備により被害が軽減される人家戸数 (R7~R12の累積) 0戸 (R7) →1,600戸 (R12)
- 【土木】 土砂災害警戒区域・特別警戒区域内での土砂災害による死者数ゼロ 0人 (R7) →0人 (R12)
- 【土木】 高規格道路の供用率 62.1% (R6) →66.8% (R12)
- 【土木】 高規格道路の新規事業化箇所数 (R7~R12の累積) 0箇所 (R7) →3箇所 (R12)
- 【土木】 国県道の供用延長 (R7~R12の累積) 0km (R7) →33.3km (R12)
- 【土木】 県管理道路の無電柱化整備延長 (累計) 40.4km (R7) →45.6km (R12)
- 【土木】 第二期道路防災事業計画で新たに発生した要対策箇所の対策完了箇所数 (累計) 234箇所 (R7) →374箇所 (R12)
- 【土木】 道路トンネルにおいて、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(重要業績指標)

【土木】 道路橋において、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)

【土木】 通学路等の歩道の整備延長 (R7～R12の累積) 0km (R7) →10km (R12)

【土木】 国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R7～R12の累積) 0 k m (R7) →120 k m (R12)

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-2 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自衛防災組織の充実強化を図る必要がある。（危機管理部）
- ② 再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入促進を通じて、エネルギー供給源を多様化させる必要がある。（産業労働部、県民生活環境部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① エネルギー供給施設の災害に備え関係機関による合同訓練の実施等を推進する。加えて自衛防災組織の充実強化を図る。（危機管理部）
- ②-1 洋上風力など本県の地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。（産業労働部）
- ②-2 太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進することで、災害時のレジリエンス（防災・減災）の向上を推進する。（県民生活環境部）

（重要業績指標）

なし

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等を検討する必要がある。(土木部)
- ② 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。(危機管理部)
- ③ 再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入促進を通じて、エネルギー供給源を多様化させる必要がある。(産業労働部、県民生活環境部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等を検討する。(土木部)
- ②-1 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、燃料の優先供給を受ける重要施設のリスト化を推進する。(危機管理部)
- ②-2 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。(産業労働部)
- ③-1 洋上風力など本県の地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。(産業労働部)
- ③-2 災害時においてもEV・PHEVの活用が可能な電力供給体制を維持するため、太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進する。(県民生活環境部)

(重要業績指標)

- 【土木】河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R7) →750戸 (R12)
- 【土木】土砂災害防止施設の整備により被害が軽減される人家戸数 (R7～R12の累積) 0戸 (R7) →1,600戸 (R12)
- 【土木】高規格道路の供用率 62.1% (R6) →66.8% (R12)
- 【土木】高規格道路の新規事業化箇所数 (R7～R12の累積) 0箇所 (R7) →3箇所 (R12)
- 【土木】国県道の供用延長 (R7～R12の累積) 0km (R7) →33.3km (R12)
- 【土木】第二期道路防災事業計画で新たに発生した要対策箇所の対策完了箇所数(累計) 234箇所 (R7) →374箇所 (R12)
- 【土木】道路トンネルにおいて、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)
- 【土木】道路橋において、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 水道施設被災時の応急対応を早期に行うためには、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、市町に対し、危機管理マニュアルの策定を引き続き促進する必要がある。(県民生活環境部)
- ② 大規模自然災害時における長期間にわたる下水道施設の機能停止による感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を促進し、下水の溢水リスクの低減や処理機能の確保を図る必要がある。(県民生活環境部)
- ③ 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防止するため、災害に強く早期復旧が可能な合併浄化槽の導入促進を引き続き行っていく必要がある。(県民生活環境部)
- ④ 農業・漁業集落排水施設の老朽化に対する調査を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。(県民生活環境部、水産部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 水道施設被災時の応急対応を早期に行うためには、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、市町に対し、危機管理マニュアルの策定を引き続き促進する。(県民生活環境部)
- ②-1 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を促進し、下水の溢水リスクの低減や処理機能の確保を図る。(県民生活環境部)
- ②-2 上下水道耐震化計画に基づき、施設及び管路の耐震化を引き続き促進する。(県民生活環境部)
- ③ 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防止するため、災害に強く早期復旧が可能な合併浄化槽の導入促進を引き続き行う。(県民生活環境部)
- ④ 市町による、農業・漁業集落排水施設の老朽化対策や耐震化とあわせて、公共下水道と農業集落排水事業等との連携を促進する。(県民生活環境部、水産部)

(重要業績指標)

【県環】 農業集落排水施設の老朽化対策・耐震化に向けた取り組み、下水道との連携による廃止に着手した処理場数 1箇所(R7)→18箇所(R12)

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① リダンダンシーを確保・強化する高速交通ネットワークの構築、道路の防災・震災対策、緊急輸送道路の無電柱化、空港施設の耐震対策、港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を着実に推進する必要がある。(水産部、土木部)
- ② 緊急輸送道路上の橋長15m以上の橋梁の耐震対策や道路斜面等の要対策箇所の対策を実施中であり、いまだネットワーク機能を阻害しうる因子があるため、それらの対策を着実に推進する必要がある。(土木部)
- ③ 幹線交通が分断される態様によっては、現状では代替機能が十分に確保されていないことが想定されるため、輸送モードごとの代替性の確保に加え、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。(土木部)
- ④ 代替性の高い道路網・鉄道網の構築を進めていく必要がある。また、緊急車両の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進めていく必要がある。物流上重要な道路輸送網においては、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進める必要がある。(土木部、地域振興部)
- ⑤ 幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。(土木部)
- ⑥ 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないよう、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化していく必要がある。また、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮しておく必要がある。(土木部、地域振興部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 行政機関の機能を災害時にも維持するため、高規格道路である西九州自動車道・島原道路・西彼杵道路・長崎南北幹線道路・長崎南環状線の重点的な整備促進や国県道の整備・老朽化対策、緊急輸送道路の無電柱化を着実に実施する。また、東彼杵道路の早期事業化、構想路線の実現に向けた取組を進める。さらに、港湾・漁港施設の耐震・耐波性向上および老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害・治山対策等の周辺対策について、着実な進捗を図る。(水産部、土木部)
- ② 行政機関の機能を守る周辺対策(道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道の整備促進、島原道路・西彼杵道路等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組、国県道の計画的な整備、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性能を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等)の着実な進捗を図る。(水産部、土木部)
- ③ 非常時(幹線交通が分断する事態)を想定した需要管理対策(最低限必要な人流及び物流レベルの想定、企業の施設・人員配置のガイドライン作成等)を検討する。(土木部)
- ④ 交通機関の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。(土木部、地域振興部)
- ⑤ 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組(国県道の整備、代替ルート of 整備・検討・普及・啓発、海上・航空輸送ネットワークの確保のための体制構築等)を関係機関が連携して推進する。(土木部)
- ⑥ 代替性の高い道路網・鉄道網の構築を進める(土木部、地域振興部)

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- ⑦ 離島地域において、島内の生活圏と空港・港湾を結ぶ道路の防災・震災対策やアクセス性の向上に向けた整備を進めているものの、進捗は依然として途上であり、島内で大規模な災害が発生した場合には、現行の施策では十分に対応できないおそれがあるため、整備の進捗を着実に推進するとともに、対応方策を検討する必要がある。(土木部)
- ⑧ 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、リダンダンシーの確保・強化する高規格道路ネットワークの構築、地震・津波・水害・土砂災害への対策や老朽化対策などを着実に進めるとともに、複数の輸送ルートの確保を図る必要がある。(水産部、土木部)
- ⑨ 離島・半島の海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進するとともに航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組が必要であり、それらの取組を推進する必要がある。(水産部、土木部)
- ⑩ 島内の生活圏と空港・港湾とを結ぶ道路の防災、震災対策、アクセス性向上等を進めているが、進捗が途上であること、島内で大規模の災害が発生した場合に現状の施策では、十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに、対応対策を検討する必要がある。(土木部)
- ⑪ 発災後、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。(土木部)
- ⑫ 物流上重要な道路輸送網について、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進めるとともに、災害時には当該道路網及びその代替・補完路の道路啓開・災害復旧を国が代行し、迅速な機能回復を図る必要がある。(土木部)
- ⑦ 離島における交通施設の災害対応力を強化するため、国県道の整備、老朽化対策、道路の防災、耐震対策、空港・港湾へのアクセス性の向上等の施策を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。(土木部)
- ⑧ 行政機関の機能を災害時にも維持するため、高規格道路である西九州自動車道・島原道路・西彼杵道路・長崎南北幹線道路・長崎南環状線の重点的な整備促進や国県道の整備・老朽化対策、緊急輸送道路の無電柱化を着実に実施する。また、東彼杵道路の早期事業化、構想路線の実現に向けた取組を進める。さらに、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等の着実な進捗を図る。(水産部、土木部)
- ⑨ 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路における代替船の確保、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により、複数輸送ルートの確保を図る。(水産部、土木部)
- ⑩ 離島における交通施設の災害対応力を強化するため、国県道の整備、老朽化対策、道路の防災、耐震対策、空港・港湾へのアクセス性の向上等の施策を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。(土木部)
- ⑪ 発災後に、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、長崎県建設業協会等との協定に基づく訓練を実施する。(土木部)
- ⑫ 物流上重要な道路輸送網について、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進めるとともに、災害時には地方管理道路において道路種別を問わず、必要に応じ国が道路啓開・災害復旧を代行し、道路の迅速な機能回復を図る。(土木部)

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

㊦ 災害により被害を受けた自動車のユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する必要がある。(総務部)

㊧ 災害により被害を受けた自動車のユーザーに対し、諸手続の相談等に円滑に対応する。(総務部)

(重要業績指標)

【水産】水産物の生産・流通の拠点となる漁港等の整備 — (R7) →15漁港 (R12)

【土木】高規格道路の供用率 62.1% (R6) →66.8% (R12)

【土木】高規格道路の新規事業化箇所数 (R7～R12の累積) 0箇所 (R7) →3箇所 (R12)

【土木】国県道の供用延長 (R7～R12の累積) 0km (R7) →33.3km (R12)

【土木】県管理道路の無電柱化整備延長 (累計) 40.4km (R7) →45.6km (R12)

【土木】第二期道路防災事業計画で新たに発生した要対策箇所の対策完了箇所数 (累計) 234箇所 (R7) →374箇所 (R12)

【土木】道路トンネルにおいて、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)

【土木】道路橋において、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)

【土木】通学路等の歩道の整備延長 (R7～R12の累積) 0km (R7) →10km (R12)

【土木】国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R7～R12の累積) 0km (R7) →120km (R12)

【土木】津波・高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 470戸 (R7) →886戸 (R12)

【土木】河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R7) →750戸 (R12)

【土木】土砂災害防止施設の整備により被害が軽減される人家戸数 (R7～R12の累積) 0戸 (R7) →1,600戸 (R12)

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のよりよい復興に向けた事前復興ビジョンや地域の合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ①大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制の構築、防災、減災のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。(土木部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制の構築、防災、減災のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。(土木部)

(重要業績指標)

なし

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

- ① 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結や広域的な支援協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取組が必要である。（土木部）
- ② 県内で想定される地震が発生した際、道路においては倒壊した家屋等のがれき、斜面等の崩壊、放置された車両により、円滑な救命・救護活動や緊急物資輸送が阻害される可能性があるため、迅速な道路啓開が可能となるよう、道路啓開の考え方や手順、事前に備えるべき事項等を定めた具体的な道路啓開計画を策定しており、実効性のある計画とする必要がある。（土木部）
- ③ 県内行政機関等（警察・消防含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。また、職員の参集状況・初動対応状況の点検や各部・各地方本部のマニュアルの周知、見直し等について検証する必要がある。（危機管理部、総務部、警察本部）
- ④ 市町庁舎等の防災拠点の耐震化率については、全国平均93.6%（R6）に対し、本県は81.7%（R6）と全国で下位に位置している。（土木部）
- ⑤ より良い復興を果たすために、県内全域で地域防災の核となる人材を養成する必要がある。また、過去に養成した者に対して、最新の防災に関する知識を提供する等フォローアップを行う必要がある。（危機管理部）

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

- ① 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組を推進する。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成を図るための取組を推進する。（土木部）
- ② 訓練や協議会を行い、定期的に道路啓開計画を見直すことで、道路啓開の実効性の向上を図る。（土木部）
- ③ 県内行政機関等（警察・消防を含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、近年の災害を踏まえた業務継続計画の見直し、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練、防災タイムラインの策定等の取組を推進する。また、被災市町への県職員の派遣など、大規模災害時における広域的な応援体制の構築を推進する。（危機管理部、総務部、警察本部）
- ④ 災害時に防災拠点となる市町庁舎等については、長崎県耐震改修促進計画による要安全確認計画記載建築物に指定することにより、耐震診断結果の報告を義務付け、その結果を公表し、防災拠点の耐震化を推進する。（土木部）
- ⑤ 県内全域で地域防災の核となる人材を養成するため、各地において防災推進員養成講座を開催する。また、過去に受講を完了した者を対象としたフォローアップ研修会も開催し、地域防災力の維持向上を図る。（危機管理部）

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

（重要業績指標）

【危機】 自主防災組織カバー率 74.8% (R5) →85.4% (R12)

【土木】 第二期道路防災事業計画で新たに発生した要対策箇所の対策完了箇所数（累計） 234 箇所 (R7) →374 箇所 (R12)

【土木】 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合 89% (R6) →95% (R12)

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 県及び市町の災害廃棄物処理計画に基づき、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。(県民生活環境部)
- ② 災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報の把握をする必要がある。(県民生活環境部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 県及び市町の災害廃棄物処理計画に基づき、実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図っていく。(県民生活環境部)
- ② 必要に応じ市町と連携して、PCB やアスベスト等の有害物質に係る使用状況の実態や保管等の状況を把握する。(県民生活環境部)

(重要業績指標)

【県環】市町及び一部事務組合職員に対する災害廃棄物処理にかかる教育・訓練を年1回以上実施 1回(毎年度)→1回(R12)

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 災害後の円滑な復旧・復興を図るためには、災害発生前の段階で予め土地の境界を明確にしておくことが重要であり、地籍調査は、法務局が行う「登記所備付地図作成作業」とともに大きな役割を担っている。国においては、令和2年度を初年度とする「第7次国土調査事業十箇年計画」を策定し、土地所有者が不明等の場合でも調査を進めることができるような新たな調査手続を導入しながら、防災対策や社会資本整備、都市整備等に資する地域の地籍調査を優先的に進めることとしており、県としても国の考え方に沿って地籍調査事業を着実に進めるとともに、実施にあたっては可能な限り筆界の確認に努める必要がある。(地域振興部)
- ② 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策を進める必要がある。(土木部)
- ③ 高齢人口が増加し、今後大量の相続が発生する時期を迎える中、所有者不明土地が一層増加することが見込まれる。このため、所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする所有者不明土地建物管理制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧復興のための用地確保の円滑化に資するよう必要がある。(土木部)
- ④ 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての県内自治体への啓発を継続するとともに、県内自治体が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する必要がある。(土木部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 地籍調査事業を着実に進めるため、実施主体である市と連携を図りながら、国の優先採択地域の考え方に則した事業計画を策定し、必要な事業費を確保する。また、調査を進めるにあたっては、固定資産課税台帳記録情報等を活用した土地所有者の探索、所有者等が不明の場合の公告による筆界案調査、現地立会の代替としての図面送付等による調査など、新たな調査手続の活用について、実施市町に助言し可能な限り境界の確認に努める。(地域振興部)
- ② 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策として、今なお高速交通ネットワークから取り残されている半島地域を中心に、西九州自動車道の整備促進、島原道路・西彼杵道路等の重点的な整備推進、東彼杵道路の事業化及び、島原天草長島連絡道路の早期実現に向けた取組を着実に進めるとともに、災害時における複数の代替ルートが選択可能となるよう、既存のネットワーク強化を図るため、国県道の計画的な整備を推進する。(土木部、危機管理部、地域振興部)
- ③ 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続を合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする所有者不明土地建物管理制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。(土木部)
- ④ 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての県内自治体への啓発を継続するとともに、県内自治体が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する。(土木部)

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

⑤ 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、内閣府に要請し、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に市町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。（総務部、福祉保健部、土木部）

⑥ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促していく必要がある。（福祉保健部、土木部）

⑦ 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化などや、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、取り組んでいく必要がある。（土木部）

⑤ 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、内閣府に要請し、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に市町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会を開催する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、市町に方向性を示す。（総務部、福祉保健部、土木部）

⑥ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。（福祉保健部、土木部、危機管理部）

⑦ 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化などや、災害リスクの高い場所へ地域人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、取り組を進める。（土木部）

（重要業績指標）

【土木】木造戸建住宅のうち耐震性を有するものの割合 90%（R7）→95%（R12）

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 石垣等も含め、文化財の耐震対策、防火・防災設備の整備等を進める必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高めておく必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。(土木部、教育庁)
- ② 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承と人材の育成が必要である。(教育庁)
- ③ 博物館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める必要がある。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録(デジタル化)し、アーカイブしておく必要がある。(文化観光国際部、教育庁)
- ④ 住民が住み慣れた地域に安心して住み続けることができるように、地域の生活や暮らしを守る活動について、行政だけではなく、自治会やNPOなど地域活動を行う多様な主体が参画し、支えあいながら、地域住民が主体となって取り組むことができる体制を構築しておく必要がある。(地域振興部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 石垣等も含め、文化財の耐震対策、防火・防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。(土木部・教育庁)
- ② 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承と人材の育成が必要である。(教育庁)
- ③ 博物館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録(デジタル化)し、アーカイブするなど、文化財の保護対策を図る。(文化観光国際部、教育庁)
- ④ 住民が住み慣れた地域に安心して住み続けることができるように、地域の生活や暮らしを守る活動について、行政だけではなく、自治会やNPOなど地域活動を行う多様な主体が参画し、支えあいながら、地域住民が主体となって取り組むことができる体制を構築する。(地域振興部)

(重要業績指標)

なし

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 大規模災害発生による、本県の貴重な自然環境への影響について、正確な情報を収集し、必要に応じ関係機関へ情報提供を行っていく必要がある。(県民生活環境部)
- ② 平時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)における災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を確認し、関係省庁及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る必要がある。(水産部、土木部)
- ③ 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関におけるBCP等の策定及びその実効性の確保が必要であることから、関係機関と連携しながら、BCP等の作成や、その実効性の検証等を実施していく必要がある。(産業労働部)
- ④ 大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、製造業、物流事業者のBCP等の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携したBCP等の策定を促進する必要がある。(産業労働部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 大規模災害発生による、本県の貴重な自然環境への影響について、正確な情報を収集し、必要に応じ関係機関へ情報提供を行っていく。(県民生活環境部)
- ② 平時から、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)における災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を確認し、関係省庁及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る。(水産部、土木部)
- ③ 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関におけるBCP等の策定及びその実効性の確保が必要であることから、関係機関と連携しながら、BCP等の作成や、その実効性の検証等を実施していく。(産業労働部)
- ④ 大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、製造業、物流事業者のBCP等の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携したBCP等の策定を関係機関と連携しながら促進していく。(産業労働部)

(重要業績指標)

【水産】水産物の生産・流通の拠点となる漁港等の整備 — (R7) →15漁港 (R12)

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-7 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 本県が被災した際、迅速に組織立って建物や土地の危険度判定に取り掛かれる体制を整える必要がある。(土木部)
- ② 仮設住宅用地となりうる候補地を選定しているが、すぐに活用できるよう、定期的に確認を行う必要がある。また、応急仮設建設については、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう平時からの準備が必要である。(福祉保健部、土木部)
- ③ 被害認定調査から罹災証明書の交付までの業務を迅速に行う必要がある。(総務部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ① 被災時に円滑に判定活動を実施するため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続して行う。また、判定活動の実施体制を確立するため、庁内の関係部署や市町、関係団体と連携を深める。さらに判定活動のデジタル化について検討する。(土木部)
- ② 災害発生時の仮設住宅の早期建設のため、建設候補地の事前選定及び候補地リストの更新を行い、仮設住宅用地の確保に努める。また、災害時に迅速かつ的確に応急仮設建設ができるよう応急仮設建設ガイドラインの策定を進める。(福祉保健部、土木部)
- ③ 市町の罹災証明発行事務が円滑に行われるよう、被害認定調査から罹災証明書の交付までの業務に関する研修会等を国の防災担当機関と連携して実施する。(総務部)

(重要業績指標)

なし

7. あらゆる自然災害が発生したとしても、離島・半島の孤立地域の発生を回避する

7-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

- ① 離島内で道路の寸断により孤立集落が発生した場合、地理的制約や資材・装備・人員の不足などにより復旧に時間を要し、孤立状態が長期化するおそれがあるため、対応方を検討する必要がある。(土木部)
- ② 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。多くの離島半島を有する本県における港においては、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性能を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進する必要がある。(地域振興部、水産部、土木部)
- ③ 孤立離島の発生の抑制と長期化を回避するため、本土離島間及び離島間に就航している定期航路が利用する港湾の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。(土木部)
- ④ 離島・半島の海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を推進するとともに航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組が必要であり、それらの取組を推進する必要がある。(土木部)
- ⑤ 離島地域において、島内の生活圏と空港・港湾を結ぶ道路の防災・震災対策やアクセス性の向上に向けた整備を進めているものの、進捗は依然として途上であり、島内で大規模な災害が発生した場合には、現行の施策では十分に対応できないおそれがあるため、整備を着実に推進するとともに、対応方を検討する必要がある。(土木部)
- ⑥ 半島地域は、県中枢から遠く離れた交通不便地に位置し、物流・交通ネットワークとしては陸上交通施設が主軸となっている。道路の防災・震災対策などリダンダンシーの確保・強化に取り組んでいるが、地形的な制約もあり整備の進捗は途上であり、広域的かつ大規模な災害が発生した場合には、現行の施策では十分に対応できないおそれがあることから、整備を着実に推進するとともに、対応方を検討する必要がある。(土木部)
- ⑦ 再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入促進を通じて、エネルギー供給源を多様化させる必要がある。(産業労働部、県民生活環境部)

(リスクへの対応方策の検討)(推進方針)

- ①② 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、国・県道の整備、道路の防災・耐震対策、緊急輸送時機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、県有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路における代替船の確保、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により、複数輸送ルートの確保を図る。(地域振興部、水産部、土木部)
- ③④ 離島地域における行政機関の機能を守る周辺対策(防災機能の向上として、未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等を実施し、既存の国県道の強靱化、海上輸送の拠点となっている港の耐震・耐波性を含めた施設の機能強化及び既存施設の老朽化対策、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等)の着実な進捗を図る。(土木部)
- ⑤ 離島における交通施設の災害対応力を強化するため、国県道の整備、老朽化対策、道路の防災・耐震対策、空港・港湾へのアクセス性の向上等の施策を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。(土木部)
- ⑥ 半島における交通施設の災害対応力を強化するための、高規格道路である西九州自動車道・島原道路・西彼杵道路の整備を促進する。また、都市部と拠点を連絡する国県道の未改良区間について、バイパスや道路拡幅などの整備を進める。さらに、防災機能の向上対策として、防災・老朽化・耐震対策等を実施し、既存の国県道の強靱化を図る。(土木部)
- ⑦-1 洋上風力など本県の地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。(産業労働部)

7. あらゆる自然災害が発生したとしても、離島・半島の孤立地域の発生を回避する

7-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

- ⑧ 離島の自治体や警察・消防等防災機関職員の被災により、救出救助等災害応急対策を行う要員に欠員が生じるおそれがあり、またその欠員を補う支援要員が到着するまでに相当の時間を要する。(福祉保健部、警察本部ほか)
- ⑨ 離島・半島の自治体や警察・消防等防災機関は、大規模災害の発生に際し、災害応急対策の拠点や被災住民の一時的な避難場所となるが、電気・水道・通信回線等のライフラインが供給途絶するおそれがある。(総務部、警察本部ほか)
- ⑩ 半島においても、沿岸部を通る国道・県道等が地震・津波によって、また山間部を通る国道・県道等が地震・土砂災害によって破壊され孤立するおそれがある。更に、道路の損壊状況によっては、支援要員の到着に時間を要する。(警察本部)
- ⑪-1 半島においても、沿岸部を通る国道・県道等が地震・津波によって、また山間部を通る国道・県道等が地震・土砂災害によって破壊され孤立するおそれがある。更に、道路の損壊状況によっては、支援要員の到着に時間を要する。(危機管理部、警察本部)

- ⑦-2 災害時においてもEV・PHEVの活用が可能な電力供給体制を維持するため、太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進する。(県民生活環境部)
- ⑧ 特に、離島において大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄を行う。(危機管理部、福祉保健部、警察本部ほか)
- ⑨⑩ 電源供給の途絶や通信回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。(総務部、警察本部ほか)
- ⑪-1 関係機関と連携を密にし、地震、津波、土砂災害等により、被災地に至る道路が寸断された場合における代替輸送手段(船舶・航空機)の確保に努めるとともに、必要な装備資機材の整備・更新を随時推進する。(警察本部)
- ⑪-2 ヘリコプター、船舶を活用した孤立集落への迅速で円滑な進入対策の構築を進める。(危機管理部)

(重要業績指標)

- 【水産】水産物の生産・流通の拠点となる漁港等の整備 (R7) →15漁港 (R12)
- 【土木】高規格道路の供用率 62.1% (R6) →66.8% (R12)
- 【土木】高規格道路の新規事業化箇所数 (R7～R12の累積) 0箇所 (R7) →3箇所 (R12)
- 【土木】国県道の供用延長 (R7～R12の累積) 0km (R7) →33.3km (R12)
- 【土木】第二期道路防災事業計画で新たに発生した要対策箇所の対策完了箇所数(累計) 234箇所 (R7) →374箇所 (R12)
- 【土木】道路トンネルにおいて、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)

7. あらゆる自然災害が発生したとしても、離島・半島の孤立地域の発生を回避する

7-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

(重要業績指標)

【土木】 道路橋において、早期措置段階の判定年度から5年以内に措置を講じた割合 100% (R7) →100% (R12)

【土木】 通学路等の歩道の整備延長 (R7～R12の累積) 0 km (R7) →10 km (R12)

【土木】 国道・県道の補修基準値を下回る区間における舗装補修延長 (R7～R12の累積) 0 km (R7) →120 km (R12)

【土木】 津波・高潮対策による海岸背後地の浸水被害軽減戸数 470戸 (R7) →886戸 (R12)

【土木】 河川改修事業によって浸水被害が軽減される人家戸数 0戸 (R7) →750戸 (R12)

【警察】 非常用発電機改修 4件 (R7) →7件 (R12)